

令和3年9月10日

各部（局・室）長 様

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベントの開催基準について
(令和3年9月13日以降)

「三重県緊急事態措置」の延長を受けて、市主催のイベントの開催基準について、9月13日以降、以下のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

なお、この開催基準については、今後の国、県の動向や、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況をふまえ、適宜見直すこととします。

記

1. 基本的な考え方

- ・市主催のイベントは、開催場所が県内、県外であるに関わらず、可能な限り中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とする。
- ・中止又は延期、若しくはオンラインによる開催とすることが困難であり、やむを得ず開催するイベントについては、次の開催基準に則り、感染防止対策を徹底したうえで開催するものとする。

(開催基準)

- ・開催時間を21時までとする。
- ・人数上限及び収容率を以下の目安（いずれか小さい方を限度）とし、2の感染防止対策を徹底したうえで実施するものとする。（開催にあたっては令和3年9月9日に改訂後の「三重県指針 ver.1.2【別冊】イベントの開催基準等」を確認すること。）

人数上限	収容率
5,000人	50%以内

※固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとする。

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m以上）を空けることとする。

※参加者が随時入退場するイベントの場合（例：展示会等）は、一定の人数上限を設定したうえで、入場管理や制限、誘導・整理を行うこととする。

※次のようなイベントについては感染リスクが高いことから、上記に関わらず中止又は延期とする。

- ・不特定の参加者が集まるもの
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行

動の確保ができないもの

※適用の期間を令和3年9月30日までとするが、感染状況等を踏まえ、適宜見直す。

※令和3年10月1日以降の取扱いについては、国、県の方針に基づき検討

2. 開催する場合の感染防止対策

次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底することとする。

(開催前の対策)

- ・参加者には次の注意事項を事前に周知すること
 - 県外にお住まいの方は、参加を避けていただくようご協力をお願いします。
 - 海外への渡航歴が14日以内にある方は参加できません。
 - 発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。
 - マスクを着用しないなど、感染防止対策にご協力いただけない方は参加できません。
 - 基礎疾患をお持ちの方などで、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
 - 大声での歓声・声援等やマスクを外しての会話等は控えてください。
 - スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえる LINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
 - 参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

ア) マスク常時着用の徹底

- ・マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

イ) 大声の抑止

- ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
 - *隣席の方との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
- ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

ウ) 手洗い

- ・こまめな手洗いの推奨を行うこと。

エ) 消毒

- ・消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒を行うこと。

オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。

- ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築する。
- ＊入場口・トイレ等の密集が回避できない場合は、収容人数を制限する。

キ) 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保すること（グループとグループの間は1席（立席の場合は1 m以上）空ける）。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m以上確保すること。
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔を確保すること（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）。

ク) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食を原則禁止とすること。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。

ケ) 参加者の制限

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を禁止すること。
- ・マスクを着用しないなど、感染防止措置に協力しない参加者の入場を禁止すること。

コ) 参加者の把握

- ・事前申込時又は入場時に連絡先を把握すること。
- ・「安心みえる LINE」や接触確認アプリの利用を奨励すること。特に、イベントの性質上参加者の確実な把握が難しい場合は、積極的に利用を促すこと。
- ＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

サ) 演者の行動管理

- ・有症状者は出演・練習を控えさせること。
- ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）。
- ・合唱等、発声する演者間での感染リスクに対処すること。

シ) イベント前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うこと。（懇親会・打ち上げ等は厳禁、直行直帰の呼びかけ等）

3. 市が共催、後援するイベントについて

上記の考え方を主催者等に示し、開催にあたっては慎重に検討するよう要請する。

4. 中止又は延期とする場合の周知について

イベントを中止又は延期する場合は、関係者への通知やホームページでの周知を行うこと。また、不特定の方を対象にしたイベントの場合は、会場への看板設置や開催予定日当日に担当者が会場で案内をする体制をとるなど、十分な対応を行うこと。

事務担当：健康推進課

TEL 44－1100

出先 65、66、67